

熊本大学と熊本県立大学との包括的連携に関する協定書

熊本大学と熊本県立大学（以下「両大学」という。）は、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両大学が、相互の教育研究活動全般における交流及び連携を推進することにより、両大学の教育・研究の一層の充実並びに地域社会の発展及び地域を支える人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 両大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- （1）学生の教育・支援に関すること
- （2）教育研究資源の活用に関すること
- （3）学術研究に関すること
- （4）共同研究及び共同事業の実施に関すること
- （5）地域貢献及び産学官連携に関すること
- （6）国際連携及び国際貢献に関すること
- （7）その他、両大学が協議して必要と認める事項

（他機関における成果活用の推進）

第3条 両大学は、本協定に基づく連携及び協力により得られた成果について、県内の他の高等教育機関等での活用を推進するものとする。

（守秘義務）

第4条 両大学は、本協定に基づく連携及び協力において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手からの承認を得ずに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、両大学のいずれからも改廃の申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第6条 本協定は、この協定締結前に両大学がそれぞれ締結している他の協定の効力を妨げないものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、両大学が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、両大学がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
熊本大学
学長 小川 久雄

熊本市東区月出3丁目1番100号
熊本県立大学
学長 半藤 英明